

### 島田市バスツアー誘客促進事業

市内の観光施設等を巡るバスツアーを催行する旅行事業者に対し補助金を交付することで、バスを利用した団体旅行による誘客を促進し、本市の認知度の向上及び新型コロナウイルス感染症による打撃を受けた観光産業の回復を図ります。

#### 【事業概要】

実施期間	令和4年6月1日～令和5年2月28日 (補助対象期間：令和4年6月21日～令和5年2月19日)
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定・バスを利用した旅行であって、参加者が15名以上であること。</li> <li>・補助金の交付対象となる事業は、市内の観光施設等の2か所以上の利用をその工程に含むバスツアー（学校行事として行われる旅行以外である場合にあっては、そのうち少なくとも1か所が次に掲げる施設を利用するものであるものに限る。）を催行する事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 蓬萊橋を渡橋すること</li> <li>(2) 島田市博物館に入館すること</li> <li>(3) ふじのくに茶の都ミュージアムに入館すること</li> <li>(4) 本市の歴史、文化等を学べる施設として市長が別に定める施設</li> </ul> </li> </ul>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日帰りのバスツアー 3万円</li> <li>(2) 宿泊（市内）を伴うバスツアー 5万円</li> <li>(3) 富士山静岡空港を離発着する航空機を利用した場合(1)又は(2)にプラス5万円</li> </ul> <p>※1営業所につき、50万円が補助限度額です。          ※島田市が実施する他の助成制度を受けていないこと。          ※GOTOトラベルの使用は可能です。          ※予算上限額に達し次第、受付を終了します。          ※予算1,000万円（コロナ臨時交付金800万円／市200万円）</p>
申請方法	別紙参照

#### 【ここがポイント】

- ・富士山静岡空港の離発着便の利用で追加補助があるため、就航先にとってもお得な補助制度。
- ・国が実施する「GoTo トラベル」や「今こそ！しずおか！！元気旅！！！」など、県や他市町村で実施しているバスツアー催行に関する補助金と併用は可能です。
- ・島田市公式ホームページや旅する大井川のWEBサイト、静岡県観光協会メールマガジン等で周知を図ります。

【問い合わせ】島田市観光文化部観光課 蒔田（電話0547-36-7399）